

「令和5年度 赤い羽根 新型コロナウイルス感染下の福祉活動支援」助成要項

社会福祉法人長崎県共同募金会

1. 趣 旨

本会では、令和2年度から新型コロナウイルスの感染下において、地域の子どもたちや家族、高齢者、障がい者の方々等日常生活に困難を抱える方々を対象に生活課題解決のため活動している団体を資金面から応援してきましたが、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、環境の悪化等により、さまざまな生活課題が顕在化してきていることから令和4年度においても全国の共同募金会とともに、新型コロナ感染下の福祉活動応援という枠組みを継続しつつ、民間の相談支援活動、食支援や居住支援、居場所を失った人などのちに関わる課題に対して取り組む活動を中心に支援を行うため、「令和5年度赤い羽根 新型コロナウイルス感染下の福祉活動支援」を実施し、社会福祉法人中央共同募金会から提供された資金をもとに公募による助成を行います。

2. 助成対象団体

助成対象団体は、下記の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 長崎県内でいのちに関わる課題解決やこども食堂、学習支援、子どもの居場所づくり等地域における子どもや家族、高齢者、障がい者及び生活困窮者など生活課題に対する支援活動を現在行っている団体やグループで、その活動実施に要する資金の確保や活動に必要な機器の整備に困難をきたしていること（法人格の有無は問いません。）
- (2) 非営利団体として、その活動、事業から生じる利益を構成員に分配していないこと
- (3) 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること
- (4) 活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開する透明性をもつこと
- (5) これまでに一定の活動実績があること

3. 助成対象事業

- (1) 新型コロナウイルスの影響下において、食支援や居住支援、居場所を失った人への相談支援活動などいのちをつなぐ支援活動
- (2) 新型コロナウイルスの影響下において実施する子どもと家族に対する支援活動（一部の事例として、見守りを兼ねた食材提供や配食事業、子どもの学習支援、虐待やDVを避ける取り組み、相談支援など）
- (3) 新型コロナウイルスの影響下において、日常生活に困難を抱える高齢者、障がい者及び生活困窮者に対する支援活動（一部の事例として、配食による高齢者の見守り活動、生活困窮世帯への食材やマスクを届ける活動など）
- (4) 団体が通常行っている活動の範囲内での取り組みは助成対象外とします。新型コロナウイルス感染拡大以降の緊急的支援活動として実施され、その活動に伴う経費の必要性が申請書から読み取れることを助成要件とします。

4. 助成対象活動の実施期間

令和5年4月13日（木）から令和5年12月29日（金）までとします。

5. 助成対象経費

新型コロナウイルス感染症対策に係る支援活動を実施するために必要となる以下の経費を対象とします。

- (1) 食材や消耗品（マスク、消毒薬等衛生物品等）を購入する費用
- (2) ボランティアの交通費（実費）、ガソリン代
- (3) 活動に使用する会場の賃借料
- (4) 食品や弁当等の配送費
- (5) 印刷費、郵送料
- (6) 活動に必要な機材（新型コロナウイルス感染症対策機材、冷蔵庫等厨房機器、食糧保管庫など）
- (7) その他本会が認める経費

※ 人件費、団体の通常活動に係る経費、公的資金及び他の助成金が充てられる費用等は対象外とします。

6. 助成（申請）額

1団体あたりの助成上限額は20万円です。

なお、助成金総額は、430万円を予定しています。

7. 申請の相談・方法及び助成決定等

- (1) 助成対象事業内容の照会・相談や申請に際しては、下記までメール、電話によりお問い合わせください。
- (2) 申請にあたっては、本会ホームページより様式をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、添付書類とともに下記のメールアドレスあて送信してください。（メールでの受け付けとなります。メールにて送付できない場合は、郵送でも受け付けますが、申請書等を送付後、電話にて郵送したことをご連絡ください。）
- (3) 申請のあった事業については、本会設置の配分委員会の審査を経て助成を決定します。
- (4) 助成申請額から減額して助成決定する場合があります。
- (5) 助成決定は、本会ホームページで公表のうえ、応募団体あてに通知を発送します。
- (6) 助成金は精算払いとしますので、活動終了後1か月以内にメールにて活動・精算報告書及び領収書等のコピーを本会に提出いただきます。
- (7) 本会は上記提出書類を確認のうえ、当該団体に助成金を送金します。
清算の結果、助成金が減額となる場合があります。
- (8) 報告書様式は助成決定時に郵送します。
- (9) 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

8. 助成申請書の提出締切

令和5年6月30日（金）

9. スケジュール（予定）

令和5年4月13日 助成申請受付開始（～令和5年6月30日まで）

令和5年7月中旬 配分委員会開催

10. 相談、問い合わせ・申請書提出先

社会福祉法人長崎県共同募金会

〒852-8104 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター内

TEL 095-846-8682 FAX 095-846-8565

Email kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp